

9月から引き上げになりました

厚生年金保険の標準報酬月額の上限改定

厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級（第31級・62万円）が、令和2年9月1日から新たな等級（第32級・65万円）が追加され、上限が引き上げられました。これに伴い、日本年金機構では、改定後に新たな等級に該当する被保険者がいる事業主および船舶所有者に**標準報酬改定通知書**を送付します。該当する被保険者は、**令和2年10月に送付する納入告知書（9月分保険料）以降、新たな等級の標準報酬月額に基づく保険料を納入していただくことになります。**

なお、事業主および船舶所有者から、この上限改定に対する届出等は必要ありません。また、厚生年金保険の標準賞与額の上限（1カ月・150万円）および健康保険の標準報酬月額の上限（第50等級・139万円）の改定はありません。



改定前	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
	(旧) 第31級	620,000円	605,000円以上
改定後	(新) 第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満
	(新) 第32級	650,000円	635,000円以上

来年から順次施行

年金制度の機能強化のための法律改正 その2

社会経済構造の変化に対応するため、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月5日に公布されました。今号では、国民年金に関する主な改正事項についてまとめました。

	改正事項	概要	施行日
国民年金	納付猶予制度の期限の延長	納付猶予の期限を 令和7（2025）年6月 → 令和12（2030）年6月 に延長	令和2年6月5日（公布日）
	未婚のひとり親等の申請全額免除基準への追加	未婚のひとり親および寡夫を、寡婦と同様に、国民年金保険料の 申請全額免除基準等に追加 （地方税法上の「ひとり親」を政令で規定）	令和3年4月1日
	基礎年金番号通知としての国民年金手帳の廃止	国民年金手帳を廃止 し、代替措置として 簡易な通知書 により被保険者に基礎年金番号を通知	令和4年4月1日

また、9月号の記事に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに再掲いたします。

	適用事業所の範囲の見直し	個人事業所（5人以上）にかかる適用業種に 弁護士・税理士等の資格者が行う法律または会計業務を追加	令和4年10月1日
厚生年金保険	短時間労働者への適用拡大	企業規模要件を現行の従業員500人超から段階的に適用範囲を拡大 ・ 令和4年10月からは100人超 ・ 令和6年10月からは50人超	令和4年10月1日 令和6年10月1日

(誤) 短時間労働者への適用拡大 勤務期間1年を撤廃 令和6年10月1日
(正) 短時間労働者への適用拡大 勤務期間1年を撤廃 令和4年10月1日

その他の改正や詳細は、下記日本年金機構のホームページでご確認ください。



協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です

被扶養者資格再確認のお知らせ

10月上旬より、健康保険の被扶養者資格の再確認を実施いたします。これは、みなさまの保険料負担の軽減につながる重要な作業です。確認作業の流れは以下の通りですので、被扶養者状況リストが届きましたら、ご提出いただきますようお願いいたします。

対象となる方

令和2年4月1日時点で、18歳以上の被扶養者として認定されている方

※令和2年4月1日以降に被扶養者となった方や、任意継続被保険者の被扶養者をのぞきます。

10月上旬～10月下旬

- 被扶養者状況リスト
 - 説明用リーフレット
- 等を送付いたします。

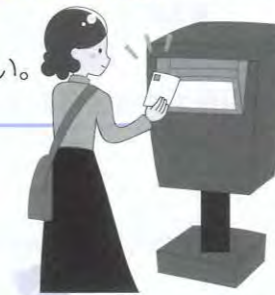
被扶養者の条件を満たしているか確認し、リストに必要事項を記入してください。



確認の結果、解除となる被扶養者が

いる

- 被扶養者状況リスト
 - 被扶養者調書兼異動届
 - 該当する方の被保険者証
- の3点を**11月30日（月）**までに協会けんぽへご提出ください。



いない

被扶養者状況リストのみ**11月30日（月）**までに協会けんぽへご提出ください。

+

以下に該当する方は、別途添付書類が必要です。
(1) 被保険者と同居している被扶養者
→仕送りの事実と仕送り状況が確認できる書類
※学生の場合は省略可
(2) 海外に在住している被扶養者
→海外特例要件に該当していることが確認できる書類
※詳細は説明用リーフレットをご覧ください。

なぜ保険料負担の軽減につながるの？

高齢者の医療費は、税金・本人負担によるほか、協会けんぽ等の医療保険制度から拠出することになりますが、こうした拠出金等（みなさまが納めた保険料から支出）の中には、各々の医療保険制度の加入者（被保険者および被扶養者）の人数等をもとに算出されるものがあります。本来、健康保険の被扶養者から除外すべき方をリストから削除することによって、その分の協会けんぽの拠出金等が減額され、みなさまの保険料負担の軽減につながることがあります。

